

NEXT400 福山城魅力創出イベント 2023（仮称）

企画運營業務委託仕様書

1 委託業務名

NEXT400 福山城魅力創出イベント 2023（仮称）企画運營業務

2 業務委託金額（上限）

10,550 千円（取引に係る消費税及び地方消費税の額を含む）

3 事業の目的

福山城築城 400 年記念事業のレガシーとして、築城 400 年記念行事を継承するとともに、築城 400 年を契機に新たに整備された福山城をナイトタイムエコノミーへ（夜間経済）と繋げる多彩な利活用を促進し、福山城の更なる魅力向上に繋げることを図る。

4 業務の内容

（1）NEXT400 年福山城魅力創出イベント 2023（仮称）のコンセプト設定

本業務で実施する各イベントを包括する全体のコンセプト・テーマ設定を行うこと。

ア 開催期間は、2023 年（令和 5 年）7 月から 2024 年（令和 6 年）2 月末までとする。

イ 「福山城」「NEXT400」といったキーワードを踏まえ、福山城の魅力を発信するとともに、来場者が参加したくなるような名称及びコンセプトとすること。

（2）福山城魅力アップイベントの企画・実施

福山城をナイトタイムエコノミーへ（夜間経済）と繋げる多彩な利活用を促進し、福山城の更なる魅力向上に繋げるため、次のイベントを企画し実施すること。

企画提案にあたって、福山城公園は国史跡や都市公園であることから、それらの法令や制約を十分に理解し、文化財保護の視点を前提とした企画とすること。

① 福山城築城記念イベント（仮称）の実施

福山城の完成を幕府に報告した日とされる 8 月 28 日を「福山城築城記念日」としており、記念日を周知することとともに福山城の魅力向上に資するイベントを企画し実施すること。

ア 開催概要

【開催日】 2023 年（令和 5 年）8 月 28 日周辺で企画提案すること。

【会場】 天守前広場、月見櫓、御湯殿、福寿会館等、福山城公園内の施設やその周辺を使用すること。

【業務内容】 ・福山城築城記念日をテーマに体験や飲食など企画・実施。
・イベント実施に係る各種準備（各種申請等含む）、当日の運営（撤去含む）を行うこと。

イ 実施については、暑さや近隣交通の安全、トイレ利用・ゴミ等に係る衛生対策を行うとともに、周辺住民に配慮し、大音量のステージパフォーマンスや出店等の企画は避けること。

ウ 飲食ブースを設置する場合は、出店する事業者等について、出店マニュアルを作

成し、市内の事業者が広く参加できるよう募集を行うとともに、飲食ブースの出店にあたり関係各所へ各種申請及び届出を行うこと。

エ 実施に係り、法令上必要となる申請・許可の手続き及び費用は本業務に含むものとする。

② 茶会イベントの実施

市内の茶道団体等と連携し、福山城来場者等が参加できる茶会イベントを企画・実施すること。

(参考) 福山城築城 400 年記念三流派合同千人茶会 (2022 年 11 月 13 日実施)

ア 開催概要

【開催月】 2023 年 (令和 5 年) 10・11 月中の 1 日

【会 場】 月見櫓, 福寿会館, ふくやま美術館茶室

【業務内容】 ・イベント実施に係る各種準備 (各種申請等含む), 当日の運営 (撤去含む) を行うこと。
・前売券/当日券の制作・印刷

【備 考】 市内茶道団体との協議 (日程, 実施に向けた各種調整など) は, 企画提案に基づき, 契約後に発注者と共に実施することを想定しているため, 企画提案段階での協議は不要です。

イ 実施に係り、法令上必要となる申請・許可の手続き及び費用は本業務に含む。

ウ 市内茶道団体への協力料については、委託金額に含まない。

(3) 福山城等利活用魅力アップ事業補助金事務局業務

発注者が福山城を核とした福山城公園エリアの魅力・価値向上に寄与するイベントを民間団体に公募する「福山城等利活用魅力アップ事業補助金 (以下, 補助事業)」について、その事務局業務を行うこと。

ア 主な業務次のとおり。※補助事業の概要は別紙参照。

i 募集に関すること

- ・補助事業の募集及び周知
- ・説明会の実施 (オンライン形式でも可)
- ・申込者からの募集に関する問い合わせ対応
- ・発注者が行う選定の補助 等

ii 選定事業者への支援に関すること

- ・選定事業者からの事業実施に係る問い合わせ対応
- ・各種申請等に関する助言

iii 実績報告に関すること

- ・選定事業者からの実績報告集約及び内容の確認
- ・発注者への実績報告提出

イ 福山城公園内は国史跡や都市公園であることから、それらの法令や制約を十分に理解し、文化財保護の視点を前提とした助言を選定事業者に行うこと。

ウ 周知にあたっては、市内事業者から幅広い企画提案や申込がなされるように効果的な公募の情報発信を行うこと。

(4) 効果的な情報発信

3 (1) (2) (3) で実施するイベントへの集客が図れるよう、効果的な情報発信を行うこと。

5 納品物

本業務に係る成果物及び実績報告書(上記4(1)から(3)の実施概要、実績、効果、記録、写真、データ等)を提出すること。また、本業務における各媒体の情報接触量及びプロモーション内容等の実績を報告すること。

6 その他

- (1) 計画・実施については、発注者と十分協議して行うこと。
- (2) 契約後、業務実施に係る計画書を提出すること。
- (3) 業務の実施に必要な経費や著作権利用料・保険費(アーティストなどの著作権料費、消耗品費、管理費、イベント保険なども含む)は契約金額に含まれるものとし、仕様書内に特段の記載がある場合を除き、発注者は契約金額以外の費用は負担しない。
- (4) 受注者は、業務従事者(以下「従事者」という。)の名簿を事前に発注者に提出すること。異動のある時も同様とする。
- (5) 従事者の交代時は、業務連絡を綿密にし、業務に支障をきたさないこと。
- (6) 業務の実施に当たっては、関連法令を遵守すること。
- (7) 受注者は、受注者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務について、本市と協議の上、業務の一部を委託することができるものとする。
- (8) 受注者が業務委託を行うに当たって個人情報を取り扱う場合には、個人情報保護に関する法律を遵守し、その取扱いには十分留意し、漏えい、滅失、き損の防止など安全管理措置を講じ、その内容を発注者に報告すること。また、漏えい等の事故が発生した場合は、直ちに発注者に報告すること。
- (9) 受注者は、業務を行うに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、業務終了後も同様とする。
- (10) 本業務の履行に伴い発生する成果品に関する著作権(著作権法第27条及び第28条の権利含む)は、全て発注者に属するものとする。
- (11) 本業務により得られる著作物の著作者人格権について、受注者は将来にわたり行使しないこと。また、受注者は本成果品の制作に関与したものについて著作権を主張させず、著作者人格権についても行使させないことを約するものとする。
- (12) 本業務の遂行に関し、本仕様書に記載のない事項または疑義が生じたときは、発注者、受注者協議の上、解決するものとする。

以上